

標茶町いじめ防止基本方針



標茶町教育委員会

(平成30年9月制定)

(令和6年2月改定)

(令和8年10月改定)

標茶町いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な影響を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではない。いじめを受けている子どもがいた場合には、最後まで守り抜き、いじめをしている子どもには、その行為は許さず、毅然とした態度で指導にあたる必要がある。

いじめを防止するには、町民全員が、子どものいじめに対する課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し、また、子ども自らも安心して豊かな社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければならない。

そこで標茶町は、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第１２条及び「北海道いじめの防止等に関する条例（以下「条例」という。）第１１条の規定及び「北海道いじめ防止基本方針」（以下「北海道基本方針」という。）に基づき、標茶町におけるいじめの防止等の対策の基本的な方向や具体的な内容を示すために「標茶町いじめ防止基本方針」（以下「標茶町基本方針」という。）を策定した。

この「標茶町基本方針」では、いじめの防止等の取組を町全体で円滑に進めていくことを目指し、すべての子どもの健全育成及びいじめのない子ども社会の実現を方針の柱としている。

標茶町立学校においては、標茶町基本方針が求める「教育委員会の取組」等、町が実施する施策を参酌して、学校が取り組む「いじめ防止基本方針」を策定し、学校における「いじめ防止等を推進する体制づくり」を確立するとともに、迅速かつ適切に「重大事態」等に対処していく。

目次

はじめに

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方
 - (1) いじめの防止等の対策に関する基本理念・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (2) いじめの理解
 - ア いじめの定義
 - イ いじめの内容
 - ウ いじめの要因
 - エ いじめの解消
- 2 学校と家庭（保護者）の責務及び地域の役割・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (1) 学校及び学校の教職員の責務
 - ア 学校の責務
 - イ 教職員の責務
 - (2) 保護者の責務

第2章 いじめの防止等のために教育委員会が実施する施策

- 1 標茶町いじめ防止基本方針策定の目的・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 いじめ防止に向けた方針・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3 教育委員会の取組・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (1) いじめの防止・早期発見に関すること
 - (2) いじめの対応に関すること
 - (3) 学校評価等に関すること

第3章 いじめの防止等のために学校が実施する施策

- 1 学校いじめ防止基本方針策定の考え方・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 学校の組織づくりについて・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 3 学校におけるいじめの防止等に関する取組の具体化に向けて・・・・・・・・ 11
 - (1) いじめの防止・早期発見に関すること
 - (2) いじめの対応に関すること
 - (3) 学校評価等に関すること

第4章 重大事態への対処

- 1 重大事態とは・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 標茶町立学校における対処・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (1) 学校における平時からの備え

- (2) 教育委員会における平時からの備え
- (3) 調査組織の設置
- (4) 重大事態の発生報告（学校及び教育委員会）
- (5) 重大事態発生時の初動対応
- (6) 事前説明を行うにあたっての準備
- (7) 対象児童生徒・保護者に対する事前説明事項
- (8) 調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項
- (9) 調査の進め方についての事前検討内容
- (10) 調査の実施
- (11) 調査結果の説明・公表
- (12) 重大事態調査における個人情報の保護
- (13) 調査結果を踏まえた対応
- (14) 地方公共団体の長等による再調査

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

すべての児童生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合うことができる取組を進めるとともに、町と学校が一層連携し、迅速かつ組織的な対応を徹底することにより、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。

(1) 基本理念

- いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること
- すべての児童生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること
- いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服すること

(2) いじめの理解 ア 定義

【いじめの定義】(法第2条、条例第2条)

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

イ 内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

《事例》

（定期的実施しているアンケート調査で、Bが「いじめを受けた」と回答した。そこで、Bと面談で確認するなどした結果、以下の事実があったことを確認できた。）

体育の時間にバスケットボールの試合をした際、球技が苦手なBはミスをし、Aからミスを責められたり他の同級生の前でバカにされたりし、それによりBはとても嫌な気持ちになった。見かねたCが「それ以上言ったらかわいそうだよ」と言ったところ、Aはそれ以上言うのをやめ、それ以来、BはAから嫌なことをされたり言われたりしていない。その後、Bもだんだんとバスケットボールがうまくなっていき、今では、Aに昼休みにバスケットボールをしようと言われ、それが楽しみになっている。

【この事例のA君の行為は定義に照らしていじめに該当するものと考えられます】

ウ 要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次のことに留意します。

- いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題からおこるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
 - いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
 - いじめは、加害と被害という二者関係だけではなく、はやしたてたりおもしろがったりする「観衆」の存在、周囲で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
 - いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。
- そのため、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、すべての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。

そのため、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

エ 解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児

児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

（※ 相当の期間～少なくとも3か月を目安とする）

ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有します。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、確実に実行します。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断することが大切です。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要があります。

2 学校と家庭（保護者）の責務及び地域の役割

いじめの防止等のための対策を進めるため、全ての児童生徒の自己有用感や自己肯定感を育成する取組を、学校だけではなく、家庭、地域住民、行政その他の関係者相互の連携協力の下、社会全体で進めます。

(1) 学校及び学校

○校長のリーダーシップの下、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの

の教職員の責務
ア 学校の責務

連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。

- 学校は、日頃から、教育活動全体を通じ、「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」集団づくりに努め、児童生徒が自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら粘り強く課題を克服していく力や、相手等への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていかうとする力を育てる。
- 学校は、児童生徒の実態やいじめが生まれる背景等を分析し、その結果をもとに、全ての児童生徒が安心でき、他者から認められていると感じられる「居場所づくり」や他者とのかかわり、他者の役に立っていると感じられる「絆づくり」の取組を進める。
- 学校は、児童生徒が安心して通い、学習や生活ができる場であることが求められることから、単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進める。
- 学校は、いじめの問題の根本的な克服のため、全ての児童生徒に、心の通う人間関係を構築できる社会性、規範意識や自他の生命を尊重する心などを育むとともに、将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせ、いじめを生まない環境を醸成する。
- 学校は、情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を育成する情報モラル教育等を推進するとともに、インターネット上のいじめに対処する体制を整備する。
- 学校は、いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、全教職員が「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」、「いじめ見逃しゼロ」という意識をもち、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する。
- 学校は、いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。いじめたとされる児童生徒に対しては事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。

イ 教職員の責務

○学校は、保護者、地域住民その他の関係者といじめの問題について協議する機会を設け、認識を共有して、より多くの大人が、児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取組を進める。

○教職員は、児童生徒理解を深めるとともに、児童生徒及び保護者等との信頼関係の構築に努め、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりしない。

○教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに「学校いじめ対策組織」に報告し、学校の組織的な対応につなげる。

○教職員は、「学校いじめ対策組織」において情報提供を行った後は、事実関係を確認の上、組織的な対応方針の下、被害児童生徒を徹底して守り通す。

○教職員は、児童生徒に直接指導する立場にあることから、教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動により児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりしない。

○教職員は、生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有するなどして、いじめの問題に適切に対応できる実践的指導力を身に付ける。

(2) 保護者の責務

○保護者は、その保護する児童生徒に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むよう努める。

○保護者は、その保護する児童生徒の発達の段階を踏まえ、必要に応じ、自ら範を示すなどして基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー等を身に付けさせるよう努める。

○保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び児童生徒の発達の段階に応じ、その保護する児童生徒について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用などの方法により、インターネットの利用を適切に管理し、インターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努める。
また、携帯電話端末等からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、犯罪の被害やいじめ等様々な問題が生じることに留意する。

- 保護者は、日頃から家庭において、その保護する児童生徒との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、児童生徒に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努める。
- 保護者は、いじめの問題への対応に当たって、いじめを受けた又はいじめを行った児童生徒の保護者、学校と連携し、適切な方法により、問題の解決に努める。
- 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童生徒の心情等を十分に理解し、対応する。
- 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、児童生徒が同じ過ちを繰り返すことがないよう、児童生徒を見守り支える。

第2章 いじめの防止等のために教育委員会が実施する施策

1 標茶町いじめ防止基本方針策定の目的

標茶町基本方針は前述の基本理念のもと、いじめの問題への対策を町民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら、広く社会全体で進め、法に規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、町全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とします。

2 いじめ防止に向けた方針

児童生徒のいじめを防止するために、社会全体がいじめの起きない風土づくりに努めます。また、いじめを察知した場合は適切に指導することが重要です。その実行のために、町全体で児童生徒の健やかな成長を支え、見守る役割を果たす必要があります。

教育委員会は、法第14条第1項に基づき、いじめの防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、条例第35条により、学校、教育委員会、標茶町青少年健全育成推進連絡協議会その他の関係者により構成される、「標茶町いじめ問題等対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を置くことができる。

教育委員会は、法第14条第3項に基づき、連絡協議会との円滑な連携の下に、町におけるいじめの防止等の対策を実効的におこなうために「標茶町いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く

ことができる。

なお、専門委員会は「第三者機関」としての役割を併せ持つものとする。

いじめが生まれにくい環境をつくるため、学校において、人権が尊重され、安心して過ごせるとともに、全ての児童生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合うことができるような取組等、発達支持的生徒指導やいじめの未然防止教育を推進する。

3 教育委員会の取組

(1)いじめの防止・早期発見に関すること

○教育委員会は、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、「特別の教科 道徳」をはじめ、すべての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等を充実させる。

○教育委員会は、学校の教育活動全体を通じて望ましい人間関係を構築する能力やコミュニケーション能力の育成を図る取組を充実する。

○教育委員会は、学校の教育活動全体を通じて性暴力防止に向け、児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、「生命（いのち）の安全教育」を推進する。

○教育委員会は、各学校において、児童生徒同士がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合えるよう、児童生徒自らがいじめ防止に取り組む活動「いじめ根絶一学校一運動」の充実を図る。

○ 教育委員会は、各学校の「いじめ根絶一学校一運動」の取組活動を通じ交流し、いじめ防止に向けて、児童生徒が主体的に考え、議論できる場として「標茶町いじめ根絶子ども会議」を実施する。

○ 教育委員会は、「性的マイノリティ」や「多様な背景を持つ児童生徒」等、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、当該児童生徒のプライバシーに十分に配慮した適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導が組織的に行う。

○ 教育委員会は、「いじめの把握のためのアンケート」調査において、結果及び分析について、保護者や地域住民への公表を行い、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓蒙活動の充実を図る。

○ 教育委員会は、指導室をいじめに関する相談窓口として、それに対応する体制整備を図る。

	○ 教育委員会は、町に配置されているスクールカウンセラーの役割等を各学校に周知し、積極的な活用を促すとともに、活用の促進を図る。 ○ 教育委員会は、各学校で行われているアンケートや個人面談等の取組状況について把握する。 ○ 教育委員会は、児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかを監視するネットパトロールの実施など、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制を整備する。
(2) いじめの対応に関する事	○ 町は、法第23条第2項の規定による学校からの報告を受けたときは、必要に応じて、教育委員会に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。 ○ 教育委員会は、標茶町生徒指導連絡協議会等の関係団体と連携を取り、個人情報の取り扱いに配慮しながら、平素よりいじめの問題等について情報交流ができるようにする。
(3) 学校評価等に関する事	○ 標茶町は、各学校で実施されている「学校評価」について、調査項目の中にいじめに関する事を位置づける事を周知する。 ○ 標茶町は、各学校で実施されている「学校評価」について、調査内容及び調査結果の報告を受ける。

第3章 いじめの防止等のために学校が実施する施策

1 学校いじめ防止基本方針策定の考え方	法第13条に基づき、各学校は、国、道、町の基本方針を参酌し、本校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を学校基本方針として定める。策定した学校基本方針は保護者や地域に公開する。
2 学校の組織づくりについて	法第22条に基づき、各学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教員等で構成される、いじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。
3 学校におけるいじめの防止等に関する取組の具体化に向けて	○ 各学校は、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、「特別の教科 道徳」をはじめ、すべての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

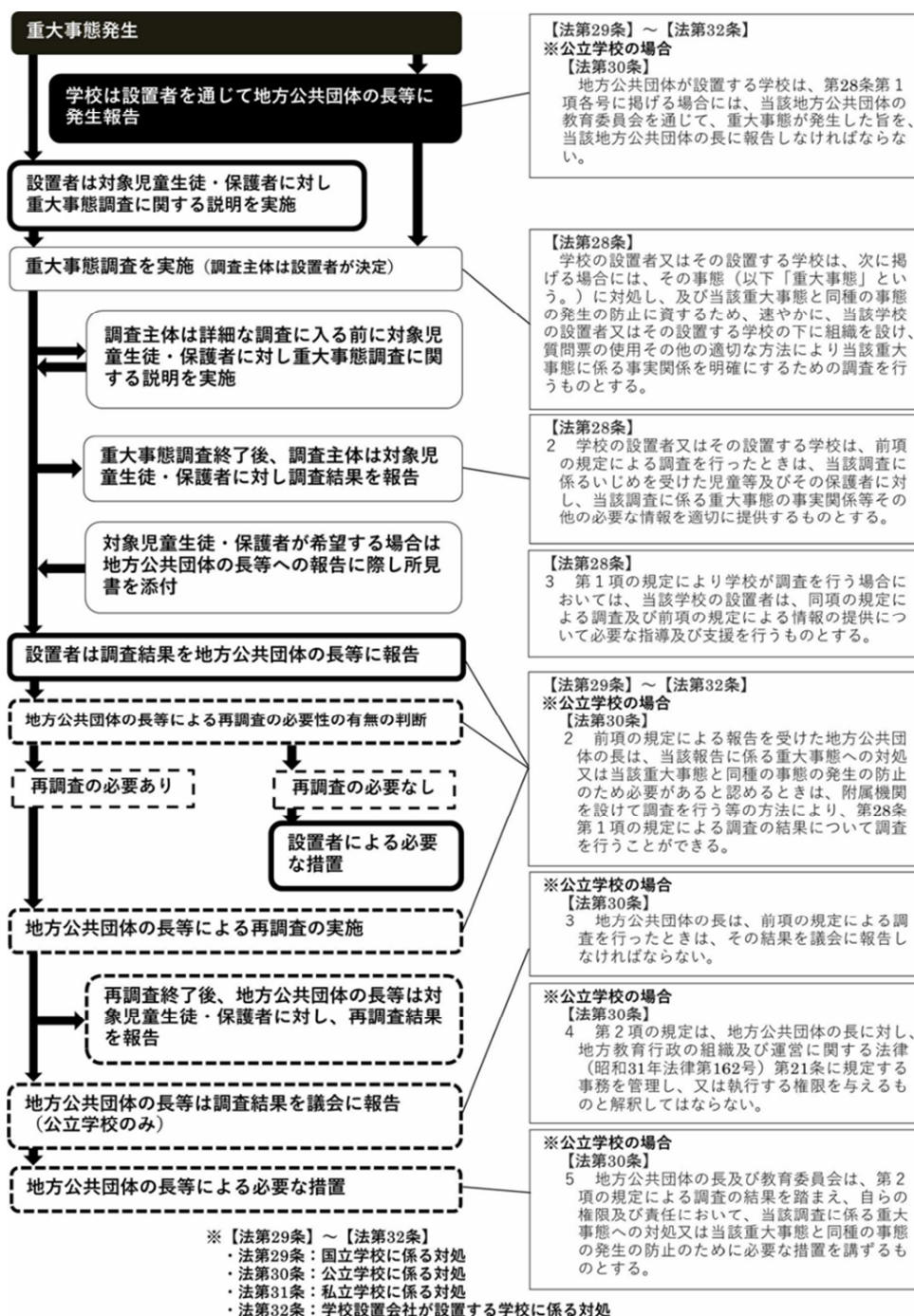
	○ 各学校は、平素より、児童生徒同士がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することができるよう、教育課程の編成を工夫し、改善することに努める。
(1) いじめの防止・早期発見に関すること	○ 各学校は、児童生徒がいじめに正面から向き合えるよう、児童生徒自らがいじめ防止に取り組む活動「いじめ根絶一学校一運動」の充実を図る。
(2) いじめの対応に関すること	○ 各学校は、いじめ把握のアンケートや i-check 等の各種調査及び定期的な個人面談などを実施し、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定める。
	○ 各学校は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携したいじめの防止等のための取組を進める。
(3) 学校評価等に関すること	○ 各学校は、いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、迅速に組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒を守り通すとともに、いじめを行った児童生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
	○ 各学校は、いじめの問題に関する学校評価を実施する際、児童生徒や地域の状況を踏まえた目標を設定し、目標に対する具体的な取組状況を評価して、評価結果を踏まえた改善に取り組む。その際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報提供や組織的な対応等が評価されるよう留意する。

第4章 重大事態への対処

1 重大事態とは	○ 重大事態（法第28条） 1 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき 2 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき ○ 当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする」とされている。
----------	--

2 標茶町立学校 における対処

○ いじめの重大事態に関するガイドラインより 〈重大事態調査の流れ〉



(1) 学校における 平時からの備え

【学校における平時からの備え】

- 年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識する。
- 実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を

- 行い、連携して対応できる体制を整える。
- 学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関に説明する。
 - 学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整える。
 - ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと。
 - ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行い、その結果を教育委員会に報告すること。
 - ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと。
 - 校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置づけ、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行う。
 - 学校がいじめの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整える。
 - 「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整える。
 - 日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又は教育委員会において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整える。
 - 様々な情報を効果的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整える。
 - 学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整える。
 - いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知する。

(2) 教育委員会における平時からの備え

【教育委員会における平時からの備え】

- 設置する学校に対して、認知したいじめや背景にいじめの可能性が疑われる児童生徒間のトラブルについての対応状況及びその解消に向けた取組状況を定期的に確認し状況の把握を行う体制を整える。
- 重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い場合には、学校と連携して重大事態調査の実施に向けた準備を始めることや、適切な指導・助言を行う体制を整える。
- 保護者との情報共有が必要な場合には、直接説明・調整を行う体制を

	整える。 ○学校から重大事態の判断について相談を受けた際に、学校に適切に助言等を実施するとともに、法務相談体制を整備し、弁護士等の専門家から助言等を得られる体制を整える。 ○各地域におけるいじめ問題対策連絡協議会を有効に活用し、平時から首長部局・医療機関等の関係機関と連携を深め、総合的な支援に迅速に繋げられる体制を整える。 ○重大事態が発生した場合には、法に沿った適切な対応を迅速に行うことができるよう、あらかじめ対応手順を明確化し、各学校に示す。 ○重大事態が発生した場合、当該重大事態の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する体制を整える。 ○重大事態調査を行う調査組織には、公平性・中立性が求められており、専門家や第三者として調査に参画する調査委員を迅速に確保できるよう、首長部局とも連携しつつ、弁護士、医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等が所属する職能団体や大学、学会等との連携体制を構築する。 ○職能団体や大学、学会等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、報酬等に要する予算を確保するなどの準備を行う。
(3) 調査組織の設置	【調査主体の決定、調査組織の構成の検討】 ○調査主体は教育委員会が判断する。特段の事情がある場合を除いて、第三者を加えた調査組織となるよう努める。 ○調査組織の構成は、公平性・中立性を確保し、客観的な事実認定を行うことができる体制を検討する。具体的には第三者となる者を調査組織に加えることのほか、法律、医療、心理、福祉等の専門的見地から充実した調査を行うことができるよう専門家（弁護士や医師、学識経験者、心理・福祉の専門家）を加えること。第三者と専門家は同じ者であっても構わない。 例：顧問弁護士 スクールロイヤー スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等 ○「標茶町いじめ対策支援チーム設置要綱」に基づき設置する。
(4) 重大事態の発生報告 (学校及び教育委員会)	【重大事態の発生報告】 ○学校は教育委員会を経由して地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告する。 ○「学校名」「対象児童生徒の氏名、学年等」「報告時点における対象児童生徒の状況（いじめや重大な被害の内容、訴えの内容等）」 ※その時点で把握している事実関係を記載すること ・教育委員会は教育長及び教育委員に重大事態が発生した旨を説明する。
(5) 重大事態発生	【資料の収集・保存】

時の初動対応	○重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理を行う。 例：学校が定期的に実施しているアンケート 教育相談の記録 これまでのいじめの通報や面談の記録 学校いじめ対策組織等における会議の議事録 学校としてどのような対応を行ったのかの記録
(6) 事前説明を行うに当たっての準備	【説明の準備】 ○対象児童生徒・保護者等に対する説明に当たり、調査主体において説明事項の整理・確認、説明者の検討を行う。 ○説明内容及び対象児童生徒・保護者からの同意を得るもの、考えを伺うものなどを整理する。 ○説明時の責任者、説明者の補佐、記録者などの役割を決定する。 ○説明時の録音の有無を確認する。 ○説明の場の設定や説明者の人数等を決定する。
(7) 対象児童生徒・保護者に対する事前説明	【対象児童生徒・保護者への説明事項】 ○法で定義されている重大事態について説明する。 ○1号重大事態（生命心身財産重大事態：いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき）、2号重大事態（不登校重大事態：いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき）のいずれに該当するのかということや法に基づき、調査を行うことになるなど、根拠を示しながら説明する。 ○重大事態として認めた時期について説明する。 ○地方公共団体の長等に対し、発生報告を行っていることを説明する。 ○調査の目的、調査組織の構成に関する意向の確認、調査事項の確認、調査方法や調査対象者についての確認、窓口となる担当者や連絡先の説明や紹介を説明する。
(8) 対象児童生徒・保護者への説明事項	【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】 ○「調査の根拠、目的」「調査組織の構成」「調査時期・期間（スケジュール、定期報告）」「調査事項・調査対象」「調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）」「調査結果の提供」「調査終了後の対応」について説明する。
(9) 調査の進め方についての事前検討	【調査の進め方についての事前検討内容】 ○調査の進め方やその実施に必要な体制整備と調査機関の見通しについて検討し、調査組織を構成する調査委員の間で共通理解を図る。 ○「調査の目的・趣旨」「調査すべき事案の特定、調査事項の確認」「調査方法やスケジュール」「調査に当たっての体制（第三者委員会と事

(10) 調査の実施

務局の役割分担等)」「調査結果の公表の有無、あり方」を検討する。
○文部科学省に対して重大事態調査の開始について報告する。(釧路局を經由)

【調査全体の流れ】

- 調査の進め方、スケジュールの決定
- 当該学校における組織体制等の基本情報の把握及び作成済の対応記録等の確認(当該学校の生徒指導体制や校務分掌等の組織体制、学校いじめ防止基本方針、年間指導計画、各委員会の議事録、過去のアンケートや面談記録)
- 対象児童生徒・保護者からの聞き取り調査
- 対象児童生徒・保護者以外からの聴き取り調査やアンケート調査(教職員からの聞き取り、関係児童生徒からの聞き取り調査やアンケート調査、学校以外の関係機関からの聞き取り)
- 事実関係の整理
- 事実関係の評価、再発防止策の検討
- 報告書の作成と取りまとめ

(11) 調査結果の説明・公表

【対象児童生徒・保護者への調査結果の説明】

- 調査報告書本体又は概要版資料を提示、提供
- 確認された事実関係、学校及び学校の設置者の対応検証、当該事案への対処及び再発防止策について説明
- いじめを行った児童生徒等のプライバシーや人権への配慮は必要であり、その際、いじめを行った児童生徒・保護者等から同意を得られた範囲で説明することを説明する。
- 必要に応じて、個人情報保護法第 70 条に基づき、漏洩の防止その他の個人情報の適切な管理を講ずる。

【いじめを行った児童生徒・保護者への調査結果の説明】

- 対象児童生徒・保護者に説明した方針に従って、いじめを行った児童生徒・保護者に対しても調査報告書の内容について説明する。
- 対象児童生徒・保護者から自身に関する記載部分について事前に要望があれば、その意向を踏まえて、該当箇所は伏せるなどの処理を行った上で、調査報告書の提示又は提供、説明を行う。
- 調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝える。

【地方公共団体の長等への報告及び公表】

- 法に基づいて地方公共団体の長等へ調査結果を説明する。
- 対象児童生徒・保護者から所見書が提出されている場合には併せてその内容を説明する。
- 文部科学省に対して重大事態調査報告書を提供する。(釧路局を經由)
- 公表に当たっては、児童生徒の個人情報保護やプライバシーの観点から、個人情報保護法や各地方公共団体が制定する情報公開条例等の不

(12) 重大事態調査における個人情報の保護

開示となる情報等も参考にし、公表を行うべきではないと判断した部分を除いた部分を適切に整理の上公表を行う。

○公表に際しては、調査報告書に記載のある児童生徒及び保護者に公表版を事前に提示するなどして確認を行う。

【個人情報保護法に基づく基本的な対応】

○重大事態調査の過程で取得した個人情報の取り扱いは、「個人情報の保護に関する法律」の規定に基づき、適切に行う。

○調査主体及び調査組織は、調査の過程で収集した個人情報が記載された資料等の保管及び廃棄を適切に行うとともに、情報の漏えい防止に努める。

【調査報告書の提示・提供】

○教育委員会又は学校は、法第 28 条第 2 項に基づき、重大事態の事実関係等その他の必要な情報を、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して適切に提供し、調査報告書の内容を説明する。

○情報の提供に当たっては、関係者のプライバシーや人権に十分配慮するものとするが、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠ってはならない。

【調査報告書の公表】

○調査報告書の公表については、事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、児童生徒への影響等を総合的に勘案して判断するが、特段の支障がない限り公表することが望ましい

○公表に際しては、個人情報保護法や情報公開条例に基づき、個人名等の秘匿処理を適切に行った上で、事前に記載のある児童生徒及びその保護者に内容を確認する。

(13) 調査結果を踏まえた対応

【対象児童生徒への支援及び加害児童生徒への指導】

○調査終了後も、調査結果を踏まえて、対象児童生徒に対する心のケアや安心した学校生活、学びの継続に向けた中長期的な支援を継続する。

○いじめを行った児童生徒に対しては、事案の内容や背景を踏まえつつ、成長支援の観点から適切な指導及び支援を行う。

○いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、弟子屈警察署警察署と連携して適切に対処する。

【再発防止策の実施と進捗管理】

○学校及び教育委員会は、調査報告書で提言された再発防止策を真摯に受け止め、確実な実施に取り組む。

○再発防止策については、教育委員会の責任の下、第三者の視点も入れながら取組の進捗管理や検証を行う。

(14) 地方公共団体の長等による再調査

【教職員への対応】

○調査の結果、学校や教職員の対応に法律や基本方針等に照らして重大な過失が認められる場合には、事実確認を行った上で、必要に応じて懲戒処分等の適切な措置を講ずる。

【再調査の概要】

○標茶町長は、学校の設置者等からの報告に係る重大事態への対処、又は同種の事態の再発防止のため必要があると認めるときは、再調査を行うことができる。

○再調査を行う必要があると考えられる場合とは、主に以下の通りとする。

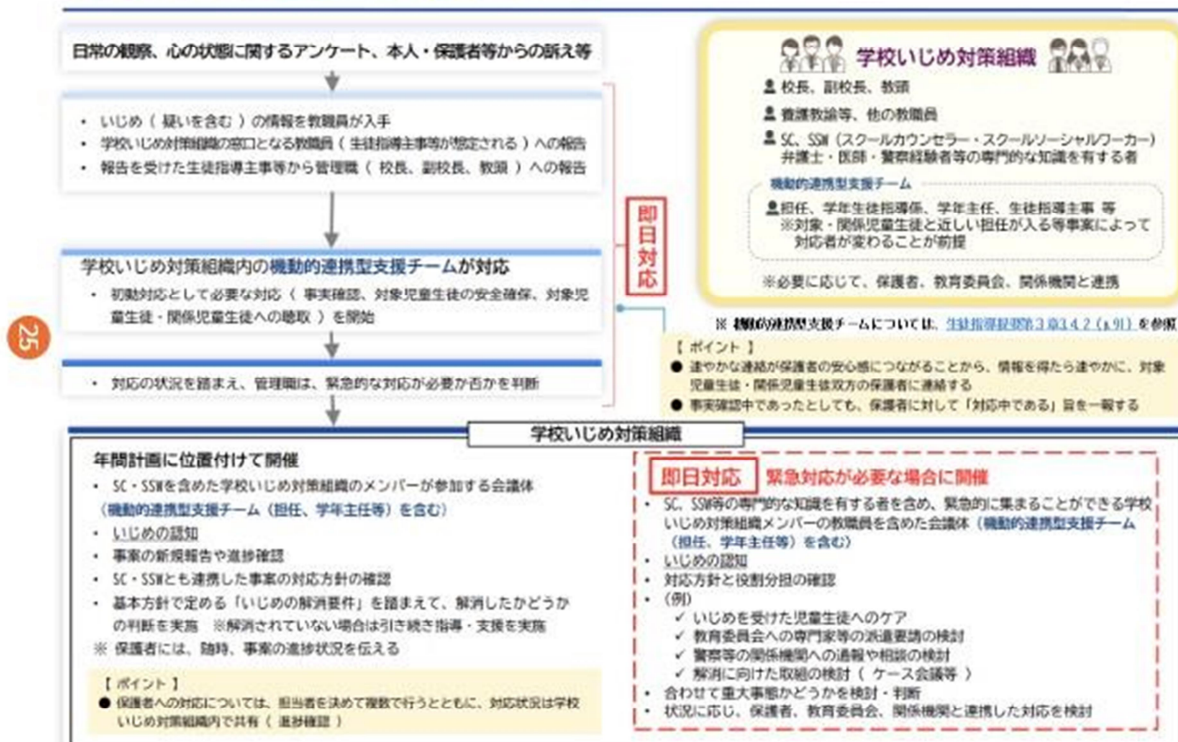
- ・調査報告後、結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明した場合
- ・事前の確認事項について、十分な調査が尽くされていないと判断された場合
- ・調査組織の構成について、明らかに公平性・中立性が確保されていないと判断された場合

【再調査の進捗と結果報告】

○再調査を行う組織は、重大事態調査の組織とは異なる組織で構成し、公平性・中立性を図る。

○再調査の結果を取りまとめた後は、対象児童生徒・保護者等への説明を行うとともに、法第30条第3項に基づき、町長はその結果を標茶町議会に報告する。

学校いじめ対策組織の対処イメージ



いじめの組織的対応例について

